

# 平成27年4月から 子ども・子育て支援新制度 がはじまります！

西脇市内説明会

平成26年10月4日・5日

みんなが、子育てしやすい国へ。

## すくすくジャパン!



# 子ども・子育て支援新制度とは？

1

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及促進

2

保育の場を増やして待機児童を減少させ、子育てしやすい環境の整備

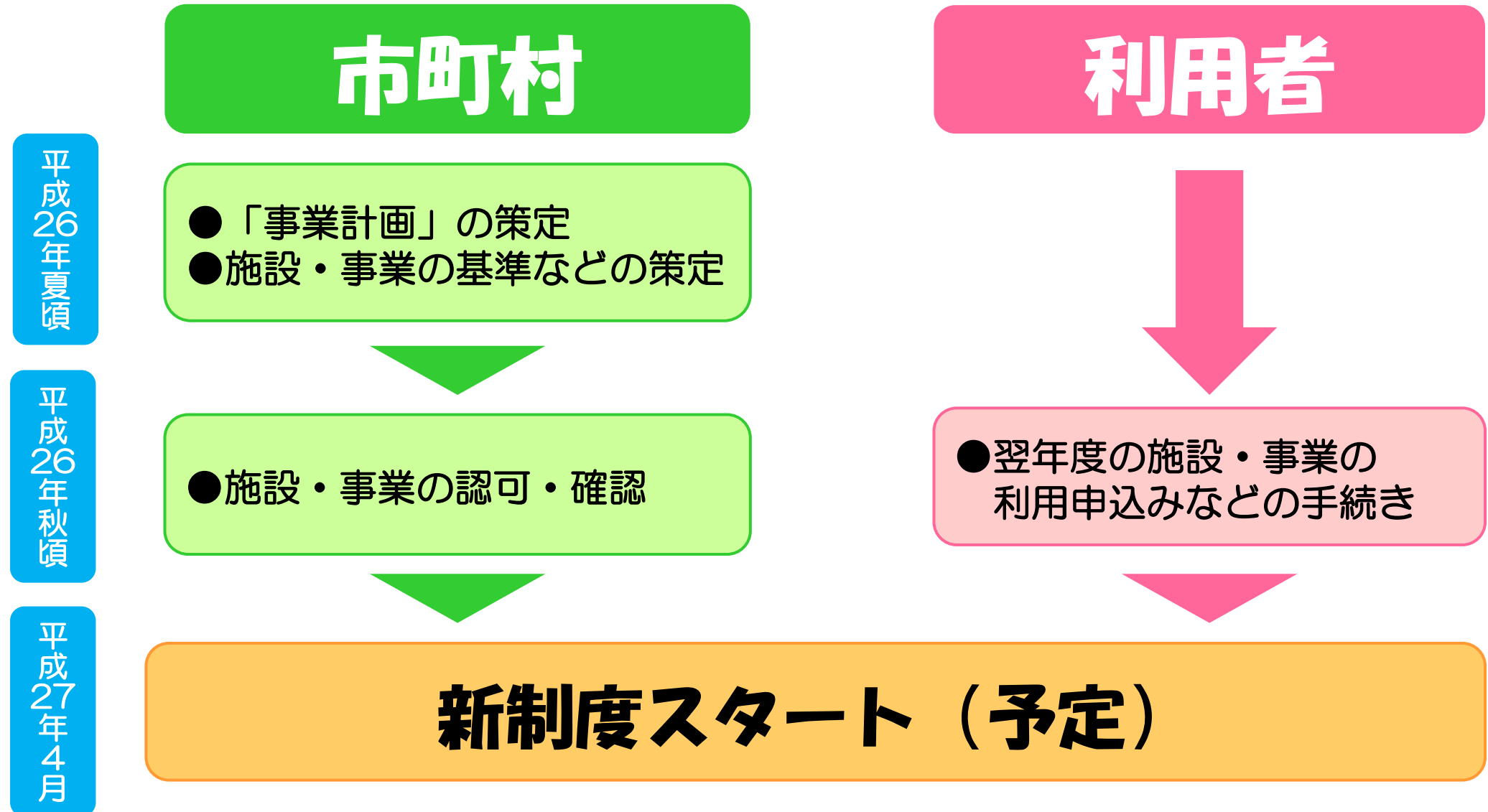
3

幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上

4

子どもが減ってきている地域の子育て支援

# 「子ども・子育て支援新制度」スタートまでの流れ



# 施設を利用するには認定が必要になるの？

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用先
<b>1号認定</b> (教育標準時間認定)	満 <b>3歳以上</b>	教育のみを希望していて、 保育の必要がない場合	●幼稚園 ●認定こども園
<b>2号認定</b> (保育認定)	満 <b>3歳以上</b>	「保育の必要な事由」に 該当し、保育所等での保 育を希望される場合	●保育所 ●認定こども園
<b>3号認定</b> (保育認定)	満 <b>3歳未満</b>	「保育の必要な事由」に 該当し、保育所等での保 育を希望される場合	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育

# 新制度で教育・保育施設はどう変わるの？

## 幼稚園

●対象年齢3～5歳

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行います。

利用時間	昼過ぎ頃までの教育時間を利用できます。
利用できる保護者	制限はありません。
利用方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 直接施設に申込み、契約します。</li><li>• 利用料は、市へ支払います。</li></ul>

# 新制度で教育・保育施設はどう変わるの？

## 保育所

●対象年齢0～5歳

就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

利用時間	夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施します。
利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者です。
利用方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市に申請して「認定証」の交付を受けます。</li><li>• 利用先の決定後、市と契約します。</li><li>• 利用料は市へ支払います。</li></ul>

# 新制度で教育・保育施設はどう変わるの？

## 認定こども園

●対象年齢0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

利用時間	短時間利用から長時間利用まで、利用者の都合に合わせて柔軟に利用できます。
利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育できない保護者又は満3歳以上のすべての保護者です。
利用方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育を希望しない場合は直接施設に申込み、契約します。</li><li>・保育を希望する場合は、市に申請して「認定証」の交付を受けた後、施設と契約します。</li><li>・利用料は施設へ支払います。</li></ul>



# 認定こども園のポイント



1

保護者の状況に関わりなく、  
みんなが一緒に教育・保育を受けます。

2

保護者が働かなくなったなど、就労状況が変更になった場合でも継続して利用できます（満3歳以上の場合）。

3

園に通っていない子どもたちの家庭でも、  
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



# 認定こども園の1日（イメージ）

年 齢	0～2歳	3～5歳	
認定区分	3号認定	2号認定	1号認定
午前7：30～	登 園		
午前8：00～	通常保育 給 食	教育等・給食	
午後2：00～		通常保育	降 園
午後4：00～ 午後7：30	随時降園 長時間保育		



西脇市内の認定こども園は、現在のところ「認定こども園 西脇保育所」のみです。

# 新制度で教育・保育施設はどう変わるの？

## 地域型保育

●対象年齢0～5歳

施設より少人数の単位（20人未満）で子どもを預かる新規事業です。保育所などの施設を新設する場所のない都市部や、子どもが減少している地方など、地域の状況に応じて保育の場を確保します。

利用時間	タイプによって、利用できる時間はことなります。
利用できる保護者	共働き家庭など、家庭で保育のできない保護者です。

# 地域型保育の4つのタイプ

## ①家庭的保育（保育ママ）

- ・ 少人数（5人以下）の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かい保育を行います。

## ②小規模保育

- ・ 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気で行います。

## ③事業所内保育

- ・ 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

## ④居宅訪問型保育

- ・ 障害や疾患で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

# 地域の子育て支援が充実していきます

## 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所など地域の身近な場所に、親子の交流や子育て相談が気軽にできる施設を増やします。市やNPO法人が担い手となって行います。

## 一時預かり

急な用事や短期パートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて一時預かりを利用しやすいものにしていきます。

## 病児保育

病気や病後の子どもを家庭で保育できない場合に、病院や保育所などに付設されたスペースで子どもを預かります。

# 地域の子育て支援が充実していきます

## 利用者支援

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援などから、必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。

## 放課後児童クラブ(学童保育)

地域のニーズに合わせて、施設の数を増やしていくとともに、職員や設備について新たな基準を設け、質の向上を図っていきます。小学6年生までが対象となります。

新しい制度では、共働き家庭だけでなく、全ての家庭を対象に支援していきます。

# 保育認定を受けるために“必要な事由”とは？

## ①保育を必要とする事由

- ・ 就労（フルタイム、パートタイム、夜間や居宅内の労働など、全ての労働）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の病気や障害
- ・ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動（起業準備を含む）
- ・ 虐待やDVの恐れがあること
- ・ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ その他、上記に類する状態として市が認める場合



# 保育認定を受けるために“必要な事由”とは？

## ②保育の必要量

<b>A</b>	「保育標準時間」利用	→	フルタイム労働を想定した 利用時間（最長11時間）
<b>B</b>	「保育短時間」利用	→	パートタイム就労を想定した 利用時間（最長8時間）

## ③「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

# 施設利用のための手続きはどうなるの？

## 幼稚園等の利用を希望する場合

1

- 利用申込み(直接幼稚園等へ)

2

- 入園内定及び保育認定の申請

3

- 入園説明会の案内

4

- 認定証の交付

5

- 幼稚園等と契約

## 保育所等での保育利用を希望する場合

1

- 「保育の必要性」の認定申請  
(市児童福祉課へ)

2

- 認定証の交付

3

- 保育所等の利用申込み

4

- 西脇市が利用調整

5

- 西脇市と契約

【認定こども園を希望する場合】 1号認定の場合は左側、2・3号認定の場合は右側の流れになります。